

明治大学体育会規程

2019年9月11日制定

2019年度規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学スポーツ推進本部規程（2019年度規程第8号）第17条第2項の規定に基づき、明治大学体育会（以下「体育会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 体育会は、明治大学（以下「本大学」という。）の建学の精神に基づき、大学スポーツを通じて、自律的で高い倫理観を備えた、社会に貢献する有用な人材を育成することにより、もって本大学の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 体育会は、別表に規定する各部をもって構成する。

2 体育会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 各部の部長、副部長、監督及び補助指導者
- (4) 本大学の学生で構成される各部の部員（以下「部員」という。）

(申請手続等)

第4条 各部は、次に掲げる事項を希望する場合、所定の申請書をスポーツ推進本部（以下「推進本部」という。）に提出しなければならない。本大学が設置を認めた団体が、体育会への加盟を希望する場合も、同様とする。

- (1) 部の名称変更
- (2) 体育会からの脱会

2 前項に規定する申請があつたときは、スポーツ推進本部会議（以下「本部会議」という。）の議を経て、推進本部の本部長（以下「本部長」という。）がその可否を決定する。

(会長)

第5条 会長は、体育会を代表する。

2 会長は、学長をもって充てる。

(副会長)

第6条 副会長は、スポーツ推進センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副会長は、再任されることができる。

（各部役職者）

第7条 各部には、次に掲げる者を置く。

(1) 部長

(2) 監督

(3) 補助指導者

(4) 主将、主務、会計担当及びその他部の運営に必要な学生役職者

2 前項のほか、別に定める要件を満たした場合、副部長を1名置くことができる。ただし、推進本部が必要と認めた場合は、副部長を2名置くことができる。

（部長及び副部長）

第8条 部長及び副部長は、専任教員（助教・助手を除く。）のうちから、本部会議の議を経て、本部長が委嘱する。

2 部長は、部を代表し、部員の入部及び退部を管理するとともに、部の活動に対して教育的立場から指導・助言を行い、部を統括する。

3 前条第2項の規定に基づき副部長を置く場合、副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、副部長を置かない部において、部長に事故あるときは、センター長がその職務を代行する。

4 第1項に規定する委嘱は、年度ごとに行う。

（監督及び補助指導者）

第9条 監督及び補助指導者は、部長の推薦により、本部会議の議を経て、本部長が委嘱する。

2 監督は、各部が安全かつ円滑に運営できるよう、適切に管理・指導するとともに、部員に対し、競技力向上のために必要な技術指導及び学業とスポーツ活動の両立を図るために必要な支援を行う。

3 補助指導者は、監督を補佐し、監督に事故あるときは、あらかじめ監督が定めた順位により、その職務を代行する。

4 第1項に規定する委嘱は、年度ごとに行う。

（主将、主務及び会計担当）

第10条 主将は、部員を代表し、部の活動及び部員を統率する。

- 2 主務は、各部の事務の責任者として、各部内の庶務事項を執り行うとともに、学内外との連絡・調整を行う。
- 3 会計担当は、部長及び監督の指揮の下に、部費、寮費等を保管・管理し、これを厳正に取り扱うとともに、第14条の規定に基づき、必要な経費処理を行う。

(入部及び退部)

第11条 各部に入部しようとする学生は、所定の手続きを経て、入部を希望する部の部長の承認を得なければならない。

- 2 部員が退部する場合は、所定の手続きを経て、退部を希望する部の部長の承認を得なければならない。ただし、第13条第3項第4号に規定する退部の場合はこの限りでない。
- 3 スポーツ特別入学試験により入学した部員の退部に当たり、当該部の部長は、遅滞なく、当該部員が所属する学部の長に対し、その旨を報告しなければならない。

(責務)

第12条 第3条第2項第3号及び第4号に規定する会員は、この規程、別に定める明治大学体育会憲章（以下「体育会憲章」という。）及び次項に規定する部則を遵守しなければならない。

- 2 各部は、部則を制定するとともに、制定した部則について、速やかに推進本部に提出しなければならない。部則に変更を生じた場合も、同様とする。
- 3 各部は、次に掲げる書類を、所定の期日までに、推進本部に提出しなければならない。

- (1) 役員及び印鑑届
- (2) 指導者届
- (3) 部員名簿
- (4) 年間行事予定表
- (5) 練習時間表

(6) 第14条第4項に規定する決算報告書及び各種助成金精算報告書

- 4 各部は、必要に応じて、次に掲げる書類を推進本部に提出しなければならない。

- (1) 行事計画届
- (2) 競技成績報告書

(賞罰)

第13条 各部又は部員が、顕著な功績を挙げ、もって本大学及び体育会の

名声を高め、大学スポーツの振興・発展に著しく貢献したと認められる場合、本部会議の議を経て、会長の名において、これを表彰することができる。

- 2 各部が、この規程若しくは体育会憲章に反する行為、本大学の信用を傷つける行為、本大学の名誉を汚す行為、体育会に加盟する部としてふさわしくない行為又はその他不正の行為を行った場合、本部会議の議を経て、本部長の名において、各部に対して次の処分をすることができる。

- (1) 訓戒
- (2) 助成金等交付停止
- (3) 対外試合禁止
- (4) 活動停止
- (5) 除名
- (6) 解散

- 3 第3条第2項第3号及び第4号に規定する会員が、この規程、体育会憲章若しくは部則に反する行為、本大学の信用を傷つける行為、本大学の名誉を汚す行為、体育会の会員としてふさわしくない行為又はその他不正の行為を行った場合、本部会議の議を経て、本部長の名において、当該会員に対して次の処分をすることができる。ただし、同条第2項第4号に規定する会員による行為については、所定の手続きを経て、当該会員の所属する部の部長がこれを処分することができるものとする。

- (1) 訓戒
- (2) 対外試合禁止
- (3) 活動停止
- (4) 退部
- (5) 解任

- 4 前項第4号に規定する処分を当該会員の所属する部長が行った場合において、被処分者本人が当該処分に不服があるときは、本部長に対し、不服申立てをすることができるものとする。

(経費処理)

第14条 各部は、部費、寮費、本大学からの各種助成金、寄付金及び競技収入その他の収入を、各部の活動に必要な経費（以下「経費」という。）に充てることができる。

- 2 各部は、経費の処理に係る適切な管理・監査体制を確立しなければならない。
- 3 各部は、経費を適切に管理し、これを厳正に取り扱うとともに、収入及

び支出にかかわる書類を5年間適切に保管しなければならない。

4 各部は、当該年度の収支決算報告書（以下「決算報告書」という。）を作成しなければならない。

5 各部は、部員に対して決算報告をしなければならない。

6 各部は、経費について、適切に税務処理を行わなければならない。

（部長会等）

第15条 各部間の情報共有及び意思疎通を図ることにより、体育会及び各部の活動に資するため、体育会部長会、体育会監督会及び体育会学生会（以下「部長会等」という。）を置く。

2 部長会等は、推進本部からの諮問があった場合、必要な答申等を行うものとする。

3 前項のほか、部長会等は、必要に応じて、推進本部に対し、意見を具申することができる。

4 部長会等の構成、運営等については、別に定める。

（事務）

第16条 体育会の事務は、学生支援部スポーツ振興事務室が行う。

（規程の改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、本部会議の議を経なければならない。

（雑則）

第18条 この規程に定めのない事項は、本部会議の議を経て、本部長がこれを定めることができる。

附 則（2019年度規程第9号）

この規程は、2019年9月12日から施行する。

（通達第2654号）

別表（第3条関係）

部 No.	部 名	部 No.	部 名
1	端艇部	24	レスリング部
2	柔道部	25	アメリカンフットボール部
3	剣道部	26	準硬式野球部
4	相撲部	27	体操部
5	硬式庭球部	28	空手部
6	競走部	29	ハンドボール部
7	弓道部	30	フェンシング部
8	硬式野球部	31	ヨット部
9	水泳部	32	ソフトテニス部
10	馬術部	33	バドミントン部
11	射撃部	34	ワンダーフォーゲル部
12	サッカー部	35	ウエイトリフティング部
13	ラグビー部	36	ゴルフ部
14	ホッケー部	37	拳法部
15	山岳部	38	合気道部
16	ボクシング部	39	少林寺拳法部
17	スキー部	40	ローバースカウト部
18	スケート部	41	アーチェリー部
19	バスケットボール部	42	自転車部
20	自動車部	43	ボードセーリング部
21	航空部	44	ラクロス部
22	バレーボール部	45	明大スポーツ新聞部
23	卓球部	46	応援団